

# 学外利用者の機器利用に関するご案内

機器分析評価センターでは、『機器利用に関する約款』による定型契約に基づき、学外利用者を受け入れています。同約款は、[様式B] 利用申請書に含まれています。以下、概要について簡単にまとめました。

- ご利用形態には、以下の2種類があります。
  - **自己測定**： データ等を学外利用者自らが取得  
学外利用担当者から指定の**講習会・試験等**を受けることにより、学外利用者は機器ごとに利用許可を得て使用します。
  - **依頼測定**： 学外利用担当者が測定し、データ等を提出  
利用申請書の内容に従って、学外利用担当者が測定等を行い、指定の**報告書**にまとめて提出します。

## 自己測定

- 機器の利用時間は、**平日9時～16時半**です。
- 機器の予約は、通常の場合、**大学連携研究設備ネットワーク**を使用します。
- 料金のお支払いは、上記ネットワークの集計の都合により、通常の場合、**四半期ごと**にまとめて行われます。
- 予約可能な時間には、機器ごとに一定の上限が定められています。詳しくは当該機器の担当者にご相談ください。
- データ等に含まれる秘密情報の管理は、学外利用者の自己責任となります（約款第7条）。
- 学外利用者が本学の機器等を滅失、き損し、又は汚染したときは、損害賠償責任が生じます（約款第9条）。ただし、用意されている作業手順に従って適切に操作していた場合を除きます。
- 本学及び学外利用者は、データ等に対する保証はお互いに行いません（約款第10条）。

大学連携研究設備ネットワーク

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

全国の国立大学等の機器利用ネットワークであり、分子科学研究所にて運営しています。当センターでは、予約・課金システムに利用しており、外部利用者也使用できます。お手続きがしやすくなりますので、ご活用ください。

## 依頼測定

- 学外利用者は、学外利用担当者の判断により、測定に立ち合うことができます。
- 報告書の受領が確認されましたら、当センターは**都度に請求書を発行**します。
- やむを得ない事由（故障、天災、担当者の急病等）で測定できなくなった場合には、測定の延期又は中止について協議します（約款第4条）。それによる学外利用者の損失は、本学は補償しません（約款第9条）。
- 本学が提供するデータ及び報告書等については、明示の有無によらず、本学は**秘密情報**として扱います（約款第7条）。
- 本学は、測定データ等の保管は行わず、原則として破棄します。ただし、当該利用者の求めによっては、1年間に限り保管が可能です（約款第8条）。
- 本学及び学外利用者は、データ等に対する保証はお互いに行いません（約款第10条）。

## 輸出管理に関する事項

- 学外利用者が自己測定・依頼測定にかかわらず取得したデータ及び報告書等は、**輸出禁止**となります（約款第11条）。ただし、当該利用者がデータ及び報告書等に基づいて自らが加工・作成等をしたものは、約款の対象外となります。
- 約款に基づいたご利用では、本邦の非居住者（及び特定類型の該当者）に対するデータ等の提供はできません。

## その他の注意事項

- 当センターの館内は、**土足厳禁**です。上履きは用意があります。
- 許可されていない機器室の立入りは禁止です。
- 本学は指定の喫煙所以外、キャンパス内が**禁煙**です。
- 機器室は、**飲食禁止**です。
- ごみ箱は指定のもの（ウェス、手袋、紙ごみなど）以外は捨てられません。特にプラスチック製品は不可となっていますので、お持ち帰りください。
- 安全衛生法や毒劇物取締法などに該当する薬品類の持ち込みは許可が必要です。事前にご相談ください。ヒュームフード（ドラフトチャンバー）は、ご予約いただければ使用可能です。